

## 第2章 「めざす子どもの姿」を実現するための重点

### 重点目標③ 健康や体力をはぐくむ教育の充実

自他の健康・安全についての実践力や体力の向上を図り、生涯にわたって運動・スポーツに親しみ、明るく豊かな生活を営む態度や資質を育成します。



# 1 健康教育の推進

## ◆ ねらい

心身の健康の保持増進を図るために、必要な知識を習得させ、健康・安全を適切に自主管理する態度を育てます。

子どもの時期から規則正しい生活を身につけさせ、病気から身体を守り、心身ともに健康な体を養います。

取組指標	現状値（平成25年度）	目標値（平成27年度）
学校保健委員会の充実度	47.6%	100%

## ◆ 平成25年度からの新しい取組指標とその評価方法

平成24年度までは「保護者・地域と連携した学校保健委員会を実施した学校の割合」を取組指標としており、現状値は平成23年度が10%、平成24年度が13%でした。しかし、保護者の参加はほぼ100%であるものの、地域の方の参加する保健委員会が少なすぎることから低い評価となっていました。平成24年度の四日市市教育施策評価委員会からは、この指標が本事業の取組指標として適切ではないとの評価を受け、平成25年度から指標を変更しました。

小中学校における学校保健委員会の充実度を4項目で評価します。

### ① 次の4項目について評価

評価項目	点数（2点）	点数（1点）	点数（0点）
① 活動回数	2回以上	1回	0回
② 家庭との連携	協議に参加	参観程度	参加なし
③ 地域との連携	協議に参加	参観程度	参加なし
④ 活動の効果	効果あり	どちらともいえない	効果なし

### ② 点数により総合的に評価

- 点数によって次の4段階に分ける  
4（8、7点）、3（6、5点）、2（4、3点）、1（2、1点）
- 段階が「3」以上である学校の割合を指標とし、目標を100%と設定する

## ◆ 現状と課題

- 学校保健委員会への保護者の参加は全学校数の86.9%と高い。
- 全体の47.5%の学校では、参加した保護者と意見交換するなどの協議の形態をとっており、自校の健康課題解決に向けて共に考える機会となっている。
- 保護者の参加人数が少ないため、委員会での協議内容等が各家庭へ広がりにくい。
- 保護者の参加人数が少ないことを理由に、委員会の効果として「どちらともいえない」を選択する学校がある。
- 一定の学校においては、学校保健委員会への学校評議委員や民生委員・児童委員、主任児童委員等の地域の方の参加が定着しつつある。

◆ **健康教育の充実**

健康教育については、保健の授業（小学校は保健領域、中学校では保健分野）はもとより、関連する教科や特別活動等で、それぞれの特質や各学校の子どもの実態に応じた指導に努めています。

【保健の授業（小学校は保健領域、中学校では保健分野）】

小学校保健領域				中学校保健分野		
第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	第1学年	第2学年	第3学年
・毎日の生活と健康	・育ちゆく体とわたし	・けがの防止 ・心の健康	・病気の予防	・心身の機能の発達と心の健康	・健康と環境 ・傷害の防止	・健康な生活と疾病の予防
(4時間程度)	(4時間程度)	(8時間程度)	(8時間程度)	(3年間で48時間程度)		

<学習指導要領解説より>

【外部講師による指導例】

- ・ 薬物乱用防止教室（学校薬剤師による「くすりの正しい使い方教室」を含む）
- ・ Y E S net（※）出前授業（「心の健康」について）
- ・ 学校歯科医・歯科衛生士等による「歯と口の健康教室」
- ・ 学校保健委員会での、学校三師（学校医・学校歯科医・学校薬剤師）からの講話または助言

（※）四日市早期支援ネットワーク

【その他】

- ・ 集団または個別保健指導  
（指導内容例：歯科保健、生活リズムの確立、感染症予防、けが・病気の予防等）
- ・ 日常的な場面における健康の保持増進に関する指導

◆ **今後の方向性**

- 学校保健委員会の開催日時のテーマの設定、開催通知の掲載内容の工夫等を適切に行うことで、家庭・地域の方の参加を増やし、子どもの健康課題解決に向けてさらに連携を深め、健康教育の推進を図っていきます。
- 学校保健委員会の様子を、通信や学校 HP 等を利用して保護者や地域の方に知らせるとともに、繰り返し学校保健委員会の意義の周知を図っていきます。
- 健康教育については、教科における保健学習や総合的な学習の時間・特別活動等と関連を図り、年間計画に基づいた指導をしていきます。
- 健康教育について、学校三師（学校医・学校歯科医・学校薬剤師）とさらに連携を深め、必要に応じて専門機関や関係機関とも連携し、指導の充実を図っていきます。

## 2 体力の向上

### ◆ ねらい

子どもの時期から運動・スポーツに親しませることで身体的能力の基礎を養い、健康の保持増進のための実践力と体力の向上を図ります。

取組指標	実績値 (平成23年度)	実績値 (平成24年度)	実績値 (平成25年度)	目標値 (平成27年度)
運動能力・体力向上のための推進プログラム活用に関する担当者研修会の実施回数	運動能力・体力向上のための推進プログラムの作成。	運動能力・体力向上のための推進プログラム作成配付。 年1回実施	年1回実施	年2回実施

平成25年度全国体力・運動能力調査より

### ◆ 現状と課題

平成25年度の四日市市内の小学5年生と中学2年生による全国体力・運動能力調査の体力テストにおいて、総合評価が3段階以上（A～C）の児童生徒の割合の平均は、70.0%でした。（総合評価は、8種目の体力テスト項目の測定結果を項目別特点表によりそれぞれ採点し、全ての項目の合計得点を男女別・年齢〔学年〕別に定められた判定標準表に当てはめ、体力合計点が高い「A」から体力合計点が高い「E」までの5段階で判定する。）

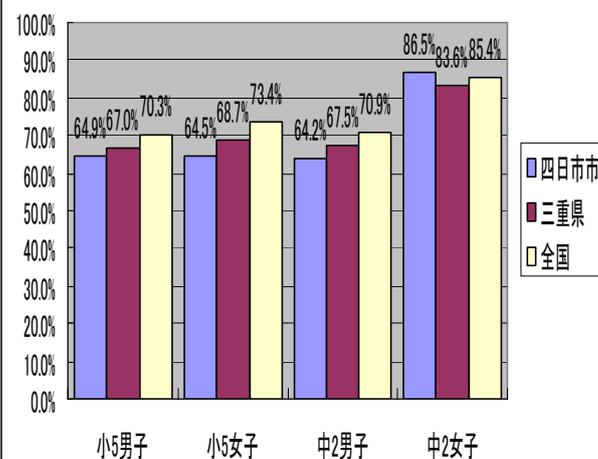
総合評価が3段階以上（A～C）の児童生徒の割合は、中学2年生女子が全国平均を上回っており、その他は全国平均を下回っています（右図参照）。種目では、上体起こしと立ち幅跳びの数値が全国平均と比べて低く、日常における走・跳の運動と筋力を高める運動の経験が不足していることが、この結果につながっていると考えられます。

子どもたちが体を動かす楽しさや喜びを味わうことで、運動への意欲を高めるとともに、運動する機会を増やすことで体力テストの総合評価（A～Eの5段階）で3段階以上（A～C）の児童生徒の割合の平均を、平成27年度には75%にすることを目指します。

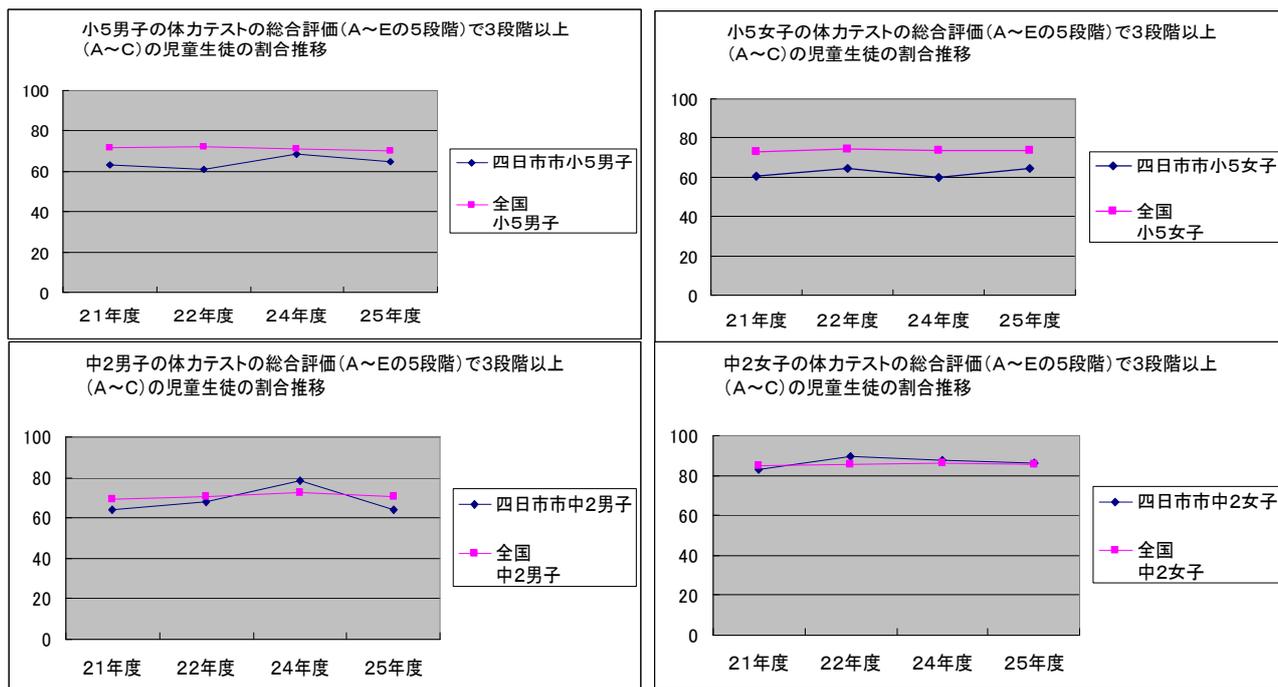
体力テスト調査種目

- 握力 … 力強さ
- 上体起こし … 動きを持続する能力、力強さ
- 長座体前屈 … 体の柔らかさ
- 反復横跳び … すばやさ、タイミングのよさ
- シャトルラン … 動きを持続する能力
- 50m 走 … すばやさ、力強さ
- 立ち幅跳び … タイミングのよさ、力強さ
- ボール投げ … 力強さ、タイミングのよさ

平成25年度児童生徒の体力テスト総合評価(5段階)で3段階以上の割合



**重点③ 健康や体力をはぐくむ教育の充実**



◆ 今後の方向性

- 子どもたちの体力向上のためには、子どもが屋外で遊ぶ機会を増やしたり、スポーツにより親しんだりすることが大切です。特に学校では、体育科、保健体育科の授業・指導の改善・充実を図り、子どもたちが体を動かす楽しさや喜びを味わうことで、運動への意欲を高めていきます。
- 平成25年度の体力テストの結果から、小学校での取組の充実が課題となっています。「5分間運動」だけでなく、「体育実践事例授業案集」も活用しながら小学校の体育の授業全体の中で、運動への意欲を高めるとともに、体力を向上させる取組を進めます。
- 小学校で始めた「5分間運動」の取組を、平成25年度は中学校にも広げました。小中学校での連携を深めるため実技研修会などを実施し、子どもの体力向上に向けた教職員の共通理解を図っていくとともに、「5分間運動」の内容の見直しを進めます。

◆ 主な取組状況

**平成25年度の重点取組…小学校・中学校における指導の改善・充実**

四日市市運動能力・体力向上推進委員会を開催し、体力向上のための推進プログラム(「5分間運動」)の取組推進と検証を行いました。

- 四日市市運動能力・体力向上推進委員会で作成した授業始めの「5分間運動」(小学校と中学校)と体育実践事例授業案集(小学校)を活用して、運動の量と質を高める実践の推進を行いました。
- 「5分間運動」をはじめとする体力向上に向けての取組アンケートを実施し、各小中学校の取組を検証するとともに、「5分間運動」の内容改訂の検討を行いました。
- 小学校と中学校で連携した取組を進めるために、体育科教員の組織である小学校体育科教育研究協議会、中学校保健体育科研究協議会の研修会において、「5分間運動」の実技研修会を計画したり、授業研究会において「5分間運動」を実践したりして、小中学校の共通理解が深まりました。

### 3 食育の推進

#### ◆ ねらい

正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、食事を通して自分の健康管理を行う態度を育てます。また、地場産物である食材に関心を持ち、食や食にかかわる人への感謝の念や地域への愛着を育てます。

取組指標	実績値 (平成23年度)	実績値 (平成24年度)	実績値 (平成25年度)	目標値 (平成27年度)
栄養教諭等がかかわった食育の授業の実施回数	(授業を行った学校) 小 31校実施 中 11校実施	(授業を行った学校) 小 34校実施 中 12校実施	(授業を行った学校) 小学校39校 中学校13校	全校で各2回以上

#### ◆ 現状と課題

- 「食に関する指導計画」に基づいた、学校園における教育全体での食育の実践  
地域性や特色を盛り込んだ「食に関する指導の年間計画」を、各校園ごとに作成しています。本年度、より効果的な食に関する指導を実施するために、小中学校においては、全体計画を踏まえた学年ごとの年間指導計画を作成しました。食に関する指導を行う時期や、関連教科等を明確にし、全教職員での取組を進めています。

- 幼稚園は全園において食に関する指導の充実が図られています。小学校では児童の生活リズムを整えることに合わせて食に関する指導の改善に努めています。中学校では職員の共通理解や改善が進みました。

【食に関する指導計画の作成・改善について】

	幼(23園)		小(39校)		中(22校)	
	H24	H25	H24	H25	H24	H25
共通理解を図っている学校・園	23園	23園	40校	39校	18校	21校
改善が行われている学校・園	23園	23園	38校	39校	20校	21校
	100%	100%	95%	100%	91%	95%

※平成25年度は小学校39校

- 栄養教諭・学校栄養職員等による食育の推進

食に関する授業を行うことによる食育の推進を目指し、小学校では全ての学校で栄養教諭等の参画が図られ、各学年の教科と関連した食育の授業が実践されました。今後は、各中学校において食育担当者と、兼務担当である栄養教諭等が連携し、健康指導や食に関する教科等での指導が確実に実践されるよう工夫が求められます。

※ 四日市市在籍・兼務状況(H25) 栄養教諭・・・在籍11校 兼務・担当・・・小14校 中16校 学校栄養職員・・・在籍 8校 兼務・担当・・・小 6校 中 6校
---

- 家庭・地域への啓発・支援

学校での食の学びを家庭生活につなげる手立てとして、給食だよりや保健だよりを通じて保護者への啓発を図りました。子どもの食の実態を細かに把握し、各校園で内容に応じた個別相談・指導を行っています。

また、栽培活動等を通じて、地域と連携したり生産者と交流したりしています。幼小

については全校園でさまざまな体験活動が積極的に行われ、豊かな心の育成を目指す基礎的な取組となっています。

### ◆ 今後の方向性

- 発達段階に応じて、効果的な内容の「食に関する指導計画」となるよう、改善を図ります。全体計画を踏まえた学年ごとの年間指導計画に沿って、系統的かつ継続的な食の指導を実践し、年間を通じた指導の充実を図ります。
- 担任や教科担当と栄養教諭等との連携を深め、児童生徒の食の実態に応じた授業づくりを行い、より多くの実践を積み上げていきます。また、食育担当者研修会や学びの一体化研修会等で他校園との実践交流を行い、自校園の食指導に生かすようにします。
- 就学前から中学校へ連続した食の指導の充実を図ります。栽培、収穫したものを味わう喜びを感じ取れる豊かな体験活動をさらに進めます。また、家庭と食事を共にする『共食』を通じた子どもへの食育推進の啓発および支援を行います。

### ◆ 主な取組状況

- 幼稚園  
各園の特徴や地域性を生かした指導とともに、給食という同じメニューを食べる機会を通じて、食材と栄養、食と健康について幼児なりに考える活動が各園で工夫されています。また、小学校への接続を意識した幼稚園・小学校教諭の協働による食の体験活動が、各校園で進んでいます。



- 小学校  
各校においては、地域性を生かし、学年に応じた食育の指導が工夫されています。また、学校給食の献立を活用し、継続的な食の指導を行うことができます。毎月設定されている「みえ地物一番給食の日」には、地元の食材に関心を持つことのできる機会となっています。



- 中学校  
自分の体の成長に関心を持ち続け、食生活の自立と充実を目的とした取組が各校で進められています。勉強やクラブで睡眠不足になりがちな中学生の食生活を整える実践や、食生活を改善して病気にならない体づくりをする実践が各校で進められています。



また、栄養教諭等と連携し、各教科の学習の中で食の指導が実践されています。今後も子どもたちの食生活や食に関する知識・経験を豊かにする実践を積極的に行っていきます。

## 4 学校給食

### ◆ ねらい

学校給食では、成長期にある児童生徒にバランスのとれた栄養豊かな食事を提供することにより、健康の増進と体位の向上を図っています。また、望ましい食習慣と食に関する実践力を身につけさせるなど、学校における食に関する指導の充実に資することをめざしています。

### ◆ 現状と課題

＜学校給食の概要＞（平成25年5月1日現在）

区分		小学校	中学校
実施校数		39校	22校
対象人員		17,290人	8,816人
年実施予定回数		189回	177回
給食費	高学年	月額 4,300円	1食 300円
	低学年	月額 4,100円	



【小学校】給食

＜小学校給食費内訳（低学年・高学年平均）＞

主食	パン	51円31銭	主食平均
	米飯	62円55銭	
牛乳			48円10銭
副食	パン用	145円03銭	副食平均
	米飯用	133円99銭	
1食当たり			244円44銭



【中学校】デリバリー方式の給食

＜児童・生徒1人1回当りの学校給食摂取基準＞（平成25年4月1日文部科学省の基準改正）

	エネルギー (kcal)	蛋白質 (g)	脂肪 (g)	食塩相当量 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	亜鉛 (mg)
小学校	640	24	エネルギーの 25%~30%	2.5未満	350	3.0	2
中学校	820	30		3.0未満	450	4.0	3

	ビタミンA (μgRE)	ビタミンB1 (mg)	ビタミンB2 (mg)	ビタミンC (mg)	食物繊維 (g)	マグネシウム (mg)
小学校	170	0.4	0.4	20	5.0	80
中学校	300	0.5	0.6	35	6.5	140

- 幼稚園
  - ・ 平成20年6月からデリバリー方式の給食を週1回程度、平成23年4月からは週2回程度実施しています。
- 小学校
  - ・ 主食は、平成24年9月までは米飯とパンを週2.5回ずつ、10月からは米飯を週3回、パンを週2回実施しています。米飯には四日市産特別栽培米（減農薬・減化学肥料で栽培された米）を、パンには県内産小麦粉を30%使用しています。

**重点③ 健康や体力をはぐくむ教育の充実**

- 副食は、「みえ地物一番給食の日」を中心に、旬のもので地場産物を優先的に使用するほか、日本の伝統料理や郷土料理を取り入れています。通常の給食以外に、外で食べる弁当メニューや、学校給食週間メニュー、6年生対象の卒業祝膳会メニューなど、特色をもたせています。

また、地産地消の観点から生産農家を招待し交流給食を実施しています。

- 衛生管理面では給食室のドライ運用を図りながら、衛生管理の充実及び食中毒防止に努め、また、HACCP（危害分析重要管理点方式）の概念を取り入れ、順次衛生改修を行っています。平成25年度末現在、衛生改修実施済み校は38校、進捗率は97.4%となっています。



【生産農家との交流給食】

\* HACCP（危害分析重要管理点方式）とは、食品製造業における自主的な衛生管理の方法であり、商品の原材料生産から製造・加工、保存、販売及び流通に至るまでの各段階で発生する恐れのある危害をあらかじめ考慮し、その発生を防止するための衛生管理システムのことである。

以上のような現状の中、さらなる食事内容の充実を図るとともに、増え続けている食物アレルギー児童への対応やアレルギーに関する教職員研修を進めています。

○ 中学校

- 平成24年度から、全中学校において、民間業者を活用したデリバリー方式の給食と家庭弁当との選択制による完全給食を実施しています。デリバリー給食では、教育委員会が、栄養バランスのとれた献立作成や食材の選定に十分に関わっています。

◆ 今後の方向性

○ 学校給食の充実について

学校給食の食事内容の充実を図り、学校給食を「生きた教材」として、食べ物を大切にし、自分で自分の食生活が考えられる子どもを育成していきます。

○ 食物アレルギー等への対応について

増える傾向にある食物アレルギー児童に対して、対応マニュアルに基づいて、学校と家庭が連絡を取り合い、除去食対応ができるよう努めていきます。

○ 地産地消の推進について

生産農家、青果物納入業者、関係団体及び、市の関係機関と連携し、学校給食における地元産青果物の活用や、四日市産・三重県産の食材を多く取り入れた献立の作成など地産地消の取り組みをさらに充実させていきます。

○ 学校給食業務の運営の合理化について

自校調理方式の衛生面、教育的効果等のよさを生かしながら、コストを押さえるため「なかよし給食」を継続します。また、調理業務民間委託を平成25年度末現在13校で実施しています。これらの円滑な運用を図り、安定した給食の提供を確保するとともに、合理化を進めます。

○ 中学校給食について

デリバリー方式の給食の充実を図り、中学校での食育をさらに進めていきます。

## 5 安全教育の推進

### ◆ ねらい

自他の生命の尊重を基盤とし、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を高めるとともに、積極的に安全な環境づくりができる子どもに育てます。

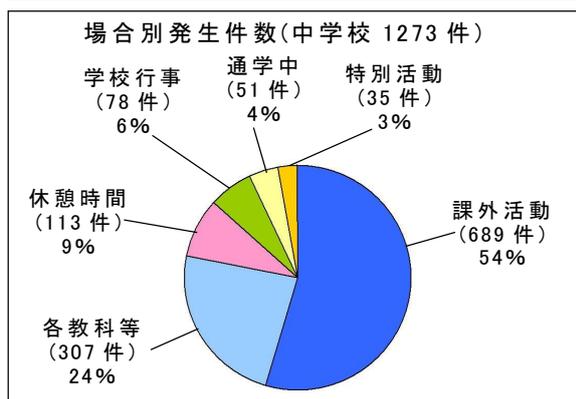
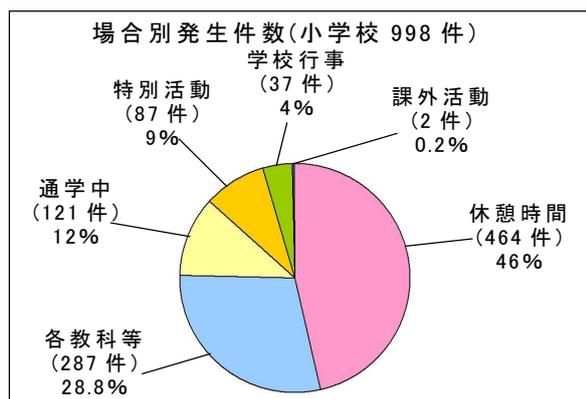
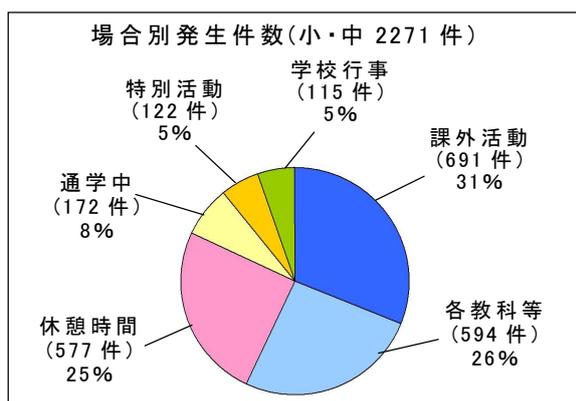
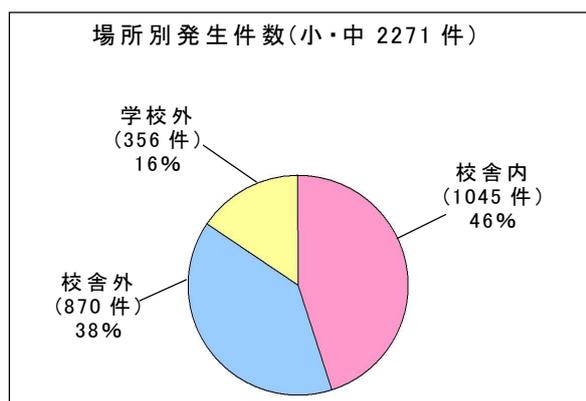
取組指標	実績値 (平成23年度)	実績値 (平成24年度)	実績値 (平成25年度)	目標値 (平成27年度)
交通安全教室、防犯教室(訓練)、防災訓練のいずれかを保護者地域と協働して実施した学校の割合	86.0%	85.8%	88.5%	80%

### ◆ 現状と課題

#### ① 生活安全について

##### ○ 学校事故の状況

〈場所別・場合別発生件数〉：平成25年度日本スポーツ振興センターに報告した事故



- ・ 場所別の事故発生状況は、校舎内（体育館を含む）での事故が46%を占め、校舎外の運動場・校庭での事故は全体の38%を占めています。
- ・ 場合別の発生状況は、課外指導中の事故が31%と最も多く、続いて各教科等授業中の事故が26%、休憩時間中の事故が25%でした。小・中学校別に詳細を見てみると、小学校では休憩時間中の事故が46%で最も多く、中学校では課外活動中(大半が体育的部活動中)の事故が54%で最も多い結果となりました。

**重点③ 健康や体力をはぐくむ教育の充実**

小・中学校とも2番目に多かったのは、各教科等の授業中の事故で、中でも体育科・保健体育科の授業における事故が大半を占めています。

○ 防犯に係る取組状況（実施校数）

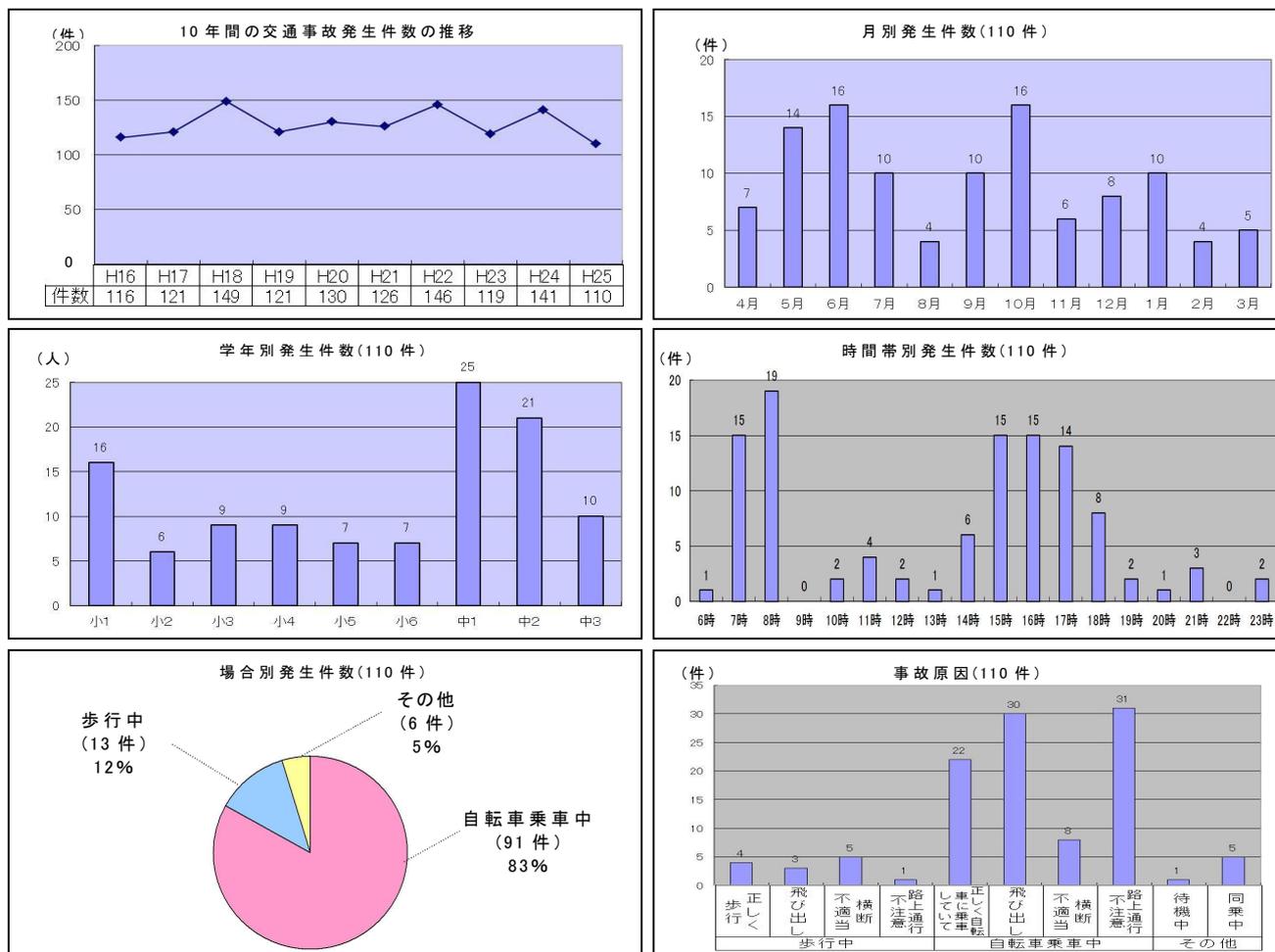
	学校安全計画の策定・見直し	防犯訓練・教室の実施（児童生徒対象）	防犯訓練・教室の実施（教職員対象）
小学校	39	26	14
中学校	22	11	4

- 安全計画の策定や見直しはすべての学校で行われています。
- 防犯に係る取組として、各学校で防犯訓練（不審者侵入対応訓練）・防犯教室を警察等と連携を図り実施するとともに、子ども防犯等情報データベースによって不審者情報等を共有し、防犯の指導に生かしています。また緊急な情報共有が必要な場合は、四日市市学校園情報メールシステムにより情報を配信し、子どもの安全啓発に努めています。

また、子ども防犯等情報データベースによって不審者情報等を共有し、防犯の指導に生かしています。また緊急な情報共有が必要な場合は、四日市市学校園情報メールシステムにより情報を配信し、子どもの安全啓発に努めています。

②交通安全について

○ 交通事故の状況



- 平成25年度に発生した交通事故は110件と昨年度比で31件減少しました。学校からの指導だけではなく、家庭とも連携した指導が必要です。
- 月別発生件数では、季節的に過ごしやすく気持ちが緩みがちになるのか、例年、春秋の件数が多い傾向にあります。また、防寒着によって安全確認がしにくくなるためか、冬の件数も多いです。年間を通して継続的な安全指導が必要です。

**重点③ 健康や体力をはぐくむ教育の充実**

- 学年別発生人数では、多くの中学校で自転車通学の始まる中学校1年生が最も多く、続いて中学校2年生、小学校1年生の件数が多い結果となりました。
- 事故発生時間帯は、交通量の多い登校時間帯が最も多く、続いて下校時刻～放課後の時間帯が多くなっています。朝は、時間に余裕を持って登校するように学校・家庭が協力して指導していく必要があります。
- 場合別発生件数では、自転車乗車中の件数が全体の83%を占めました。「自転車の乗り方5原則」〔①自転車は、車道が原則、歩道は例外。(13歳未満は歩道通行可) ②車道は左側を通行。③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行。④安全ルールを守る。(二人乗り・並進の禁止、夜間はライト点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認) ⑤ヘルメット着用〕の指導を繰り返す必要があります。
- 事故原因は、自転車乗車中の「路上通行不注意」「飛び出し」の件数が大半を占めました。路地を横切る時に人や車が出てくるかも知れないという危険予測能力の育成が必要不可欠です。合わせて、交通マナーとして、人とすれ違う時にスピードを出さない、自転車を降りて歩く等、「他者への思いやりの心」を育む指導が必要です。



○ 交通安全教室の実施状況

	実施校数	実施対象別校数			主な実施内容
		全校	学年別	その他	
小学校	37	17	21	4	シミュレーターを使った正しい自転車の乗り方や正しい歩き方の実技体験、腹話術を使った講話、自動車の衝突実験の実演見学等。
中学校	12	2	9	1	

※その他は、複数学年、部活動単位、保護者を含む内容での実施。

- 各校では、交通安全教育を年間指導計画に位置付けています。特に、関係機関（各警察署及び各地区交通安全協会、三重県交通安全協会、四日市市交通安全指導員、自動車学校等）と連携し、体験活動を重視しながら「交通安全教室」の取組を進めています。

③ 災害安全について

○ 防災に係る取組

- 平成24年4月、本市における防災教育の充実を目指し、「学校・園防災対策ガイドライン（暫定版）」を策定しました。
- すべての学校・園において、本ガイドラインに基づき「学校・園防災マニュアル」「防災教育年間計画」を作成しています。
- 「防災教育年間計画」には、普段の学習指導の中での防災につながる学習や避難訓練などを年間指導として位置付けています。
- 「学校・園防災マニュアル」には、災害発生時に迅速で的確な行動ができるよう、教職員の役割分担や避難経路図（地震発生時と津波警報発令時）、地震発生時に「だれが」「どのような避難行動をとるか」を明記した緊急対応図等を示しています。

○ 避難・防災訓練に係る取組状況（実施校数）

	防災（地震・火災）訓練の実施	地域と連携した防災学習・訓練の実施や会議への出席
小学校（40校）	39校	36校
中学校（22校）	22校	19校

**重点③ 健康や体力をはぐくむ教育の充実**

- 各学校で大地震により停電、放送機器が使えない想定訓練や地震発生後、津波警報発令を想定した訓練などより実践的な訓練が行われています。
- 沿岸部を中心に、近隣の学校・園が合同で津波を想定した避難訓練を行っています。
- 地域の防災組織や防災ボランティア等と連携した防災訓練、防災学習をさらに進める必要があります。

**○ 児童生徒を対象にした防災学習の取組**

- すべての学校において、避難訓練の前後に登下校中も含めた避難時の心構えや行動等について指導をしています。
- 「防災教育年間計画」をもとに、各教科において、災害や防災についての基礎的・基本的事項を学習しています。
- 三重県教育委員会作成の「防災ノート」を活用して、通学路や家の中で災害が起きた場合の危険を認識し、日常的な備えの必要性を指導しています。



**○ 教職員研修の取組**

- 平成 25 年 8 月 22 日に、学校防災教育研修会を開催しました。市危機管理室と連携して、災害発生時（津波警報発令）を想定して、自分の学校の防災マニュアルをもとに、机上で対応を検討する図上訓練を行いました。さまざまな状況に応じた対策を日頃から確認しておく必要性を感じさせる機会となりました。

**◆ 今後の方向性**

- 危険予測能力の向上を目指し、子どもや地域の実態に応じて、関係機関と連携しながら体験活動を生かした安全教育の充実を図ります。また、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間等との関連を図りながら、身の回りの安全に対する意識を高め、その問題解決に向けて取り組む力を育む授業などを行い、安全意識の高揚を図ります。
- 自校の重大事故や「ひやり・はっと体験」を分析し、共通理解を図った安全指導を実施します。また、不慮の事故が発生した場合、混乱せず迅速かつ的確な対応ができるよう、全教職員の共通理解と協力の下、万全の体制を確立します。
- 不審者の校内侵入や不審者による声かけ、連れ去りへの対応、子どもや地域の実情に応じて、様々な場面を想定した対応、それに伴う訓練や研修会を実施します。
- 今後も防災教育年間計画にもとづき、教育活動全体をとおした防災学習を進めます。また、定期的に「学校・園防災マニュアル」を見直し、災害発生時に迅速で的確な行動ができるよう改善に努めます。
- 防災教育年間計画の中に、三重県教育委員会作成の「防災ノート」を活用しての学習を位置づけ、保護者と一緒に防災について考えられる機会をつくっていきます。合わせて、保護者・地域との連携を図り、引き渡し訓練の充実に努めます。
- 防災教育を充実させるためには、教職員の防災教育に関する指導力の向上が必要です。そのために、学校防災教育研修会を開催するとともに、防災に関する基礎的な知識を取得する機会や情報提供を積極的に行います。